

別紙 2

久万高原町障がい者基本計画及び第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画 策定業務委託仕様書

1 業務の名称

久万高原町障がい者基本計画及び第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画策定
委託業務

2 委託期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の内容

令和 8 年度をもって計画期間が終了する「久万高原町障がい者基本計画」「久万高原町第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」の進捗状況を検証するとともに、現行の障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法を踏まえ、地域や障がい者等の課題・ニーズ等の的確な把握のため、障がい児者等のニーズ調査を実施し、現状分析や地域分析を行った上で、地域の実情や特性を生かした本町にふさわしい久万高原町障がい者基本計画及び第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画を一体的に策定する。なお、計画策定にあたっては障害福祉関係法令並びに国及び愛媛県の定める基本方針等に沿って行うこととする。

4 一体的に策定する計画の名称と法的根拠及び計画期間

- (1) 第 5 次障がい者基本計画
根拠法令：障害者基本法第 11 条の 3
計画期間：令和 9 年度～令和 14 年度
- (2) 第 8 期障がい福祉計画
根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条
計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度
- (3) 第 4 期障がい児福祉計画
根拠法令：児童福祉法第 33 条の 20
計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度

5 業務委託内容

- (1) 基礎調査支援業務
 - ① 障害者総合支援法、児童福祉法等をめぐる制度改革の動向把握と課題整理
 - ② 基礎データの収集及び課題の把握、整理及び分析業務
 - ③ ニーズ調査及び事業所アンケートの実施

（注）いずれも調査票の発送及び調査票の回収は町が実施

【ニーズ調査対象者】

 - ・ 18 歳未満の手帳所持児童、障害児福祉サービス利用児童 等（約 20 人）
 - ・ 18 歳～64 歳以下の各手帳保持者、65 歳以上サービス利用者（約 200 人）

【事業所アンケート対象】

 - ・ 町内障害福祉サービス事業所・障がい関係団体（9 事業所 3 団体）

ニーズ調査に係る業務分担

久万高原町	受託者
<ul style="list-style-type: none">・実施方針の確定・調査票原案の検討及び確定・調査に係る印刷（調査票，封筒）・調査票の発送及び回収・回収調査票の管理	<ul style="list-style-type: none">・実施方針の協議及び確認・調査票原案の作成及び補修正・単純集計・クロス集計の実施・調査票結果分析・調査票結果分析資料の作成

(2) 計画策定支援業務

- ① 現状分析
- ② 国の基本方針に基づく成果目標の設定等
- ③ サービス利用状況のデータ集計・分析・評価
- ④ 国の基本指針に基づくサービス目標量推計
- ⑤ 各事業者及び団体等に対するニーズ把握の実施・分析
- ⑥ 久万高原町障害者計画策定委員会（2～3回程度）の開催用資料の作成、会議の出席及び打合せ等の運営支援
- ⑦ 計画素案の作成・検討
- ⑧ パブリックコメントの実施支援
- ⑨ 事業実施に係る国，県及び他市町の先進地事例自治体等の情報提供支援
- ⑩ 計画書及び概要版の印刷業務

6 成果物

受託者は、業務の成果物として、計画書本編及び概要版の原稿を作成し、紙媒体として1部、電子媒体として1セットを納品する。計画書本編及び概要版の仕様は次のとおりとし、最終的には、委託者と受託者の協議の上で決定する。

- (1) 久万高原町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画
電子データ
A4版 両面印刷1色刷り 表紙レザック 本文上質紙 110ページ程度
- (2) 久万高原町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画
概要版電子データ
A4版12ページ程度 4色刷り
- (3) 久万高原町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画
計画冊子 100部 概要版 200部

7 成果品の帰属

本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、久万高原町に帰属する。

8 注意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めるものとし、適宜本町において打合せ等を実施することとする。

別紙 2

- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した研究員等を主たる担当者として定め、業務の全般にわたり管理を行うこととする。

9 守秘義務

受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩にしてはならない(契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。)

10 その他

本仕様書の内容又は記載のない事項等について疑義が生じたときは、協議のうえ実施するものとする。